

社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて

平成 18 年 4 月 23 日

日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会

合同検討委員会

1. はじめに

1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定されて以来、社会福祉士国家試験受験資格を付与することを主な目標として、わが国の社会福祉教育は拡大の一途を辿ってきた。

このような社会福祉教育の量的拡大が社会福祉に対する社会的ニーズの増大に対応するものであることはいうまでもない。日本学術会議第18期対外報告『ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案』に詳細に述べられているように、ソーシャルワークの必要性と重要性が高まり、ソーシャルケアサービスに関する研究団体、職能団体、養成機関が一堂に会する場として重要な役割を持つソーシャルケアサービス従事者研究協議会もソーシャルワークならびにソーシャルワーカーに対する社会的認知度を高めるための取組みを進めている。

しかしながら、社会福祉専門教育の現状は、社会的要請に応えるに十分な水準に達しているとは言いがたい状況にあり、他面では、社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格取得者が専門職としてふさわしい待遇を受けているとは言い難い現状にある。

このような状況の中で、日本社会福祉教育学校連盟は、2005年10月8日、第1回学長会議を開催し、社会福祉士をはじめとする社会福祉専門職者の採用促進と待遇改善を広く社会に訴えるアピールを採択した。(このアピールに対しては、2006年3月10日現在、学校連盟加盟校170校中150校の学長から賛同の署名が寄せられている。)

学長会議のアピールの趣旨にもとづき、11月21日、学長会議世話人と厚生労働省中村秀一社会・援護局長との懇談の機会が持たれ、中村局長からも社会福祉士を含む福祉人材の養成問題に対する強い関心が示された。

こうした動きを受けて、学長会議の趣旨・目的を組織的に発展させるべく、日本社会福祉教育学校連盟および日本社会福祉士養成校協会は、2005年12月25日、両者合同の理事・評議員懇談会を開催し、社会福祉士制度改革の方向性について検討するため、両組織の代表による合同検討委員会を設けることにした。

合同検討委員会は、2006年1月から検討を開始し、本報告の取りまとめに至るまでに、社会福祉の主要な分野の研究者・実務者からの聞き取りを含めて、数回にわたる検討会を持ち、また、この間に開催されたソーシャルケアサービス従事者研究協議会において、中間報告にもとづく討議が行われた。

社会福祉士制度改革にかかわる諸問題は複雑で、多岐にわたるため、短期間にそのすべてについて深い検討を行うことは困難である。したがって、本報告では「社会福祉士が活躍できる職域の拡大」にかかわる問題に視点を絞り、改革の

方向性と、それに対応する社会福祉士養成教育の課題について取りまとめることとした。

2. 問題提起

社会福祉士国家資格の発足以来 18 年目を迎えたが、社会福祉士養成校を卒業し、資格を取得した者の多くは、現場において必ずしも社会福祉士としての業務を遂行しているとは限らず、実際には介護職として就職している場合も少なくない。

こうした状況の背景には、以下のようなことが考えられる。

- ①社会福祉士の業務内容やその有効性が広く理解されていない。
- ②社会福祉士養成校における教育の中で、卒業するまでに相談支援方法や実践能力を十分に身につけることができず、しかも社会福祉士養成校間での教育内容に格差があり、養成教育全体が社会のニーズに十分に答えきれていない。
- ③これまで相談支援の業務は主として社会福祉主事によって担われてきたが、社会福祉士制度の発足後も社会福祉主事制度が維持され、社会福祉士の雇用の機会を狭めてきた。

しかしながら、社会福祉の理念や支援方法も大きく変化し、利用者の尊厳と自立を基調に、契約によって各種のサービスが提供される時代にあっては、社会福祉士の本来の役割がますます重要性を増すものとなってきている。

このような中で、社会福祉士制度の理念にもとづいて社会福祉士の職域を拡大するための取り組みや提案が展開されてきた。ロング・スパンのものとしては、日本学術会議第 18 期社会福祉・社会保障研究連絡委員会が『ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案』（2003（平成 15）年 6 月）を出しており、ミドル・スパンでは、日本社会福祉士養成校協会が全国社会福祉施設経営者協議会の協力を得て、社会福祉施設での社会福祉士の雇用拡大に向けて、社会福祉士養成教育に対する社会的なニーズを把握するための調査を行い、その結果にもとづいて養成校での教育のあり方を中心に養成に必要な科目やシラバスについての検討を進めてきている。

こうしたロング・スパンやミドル・スパンの視点で職域の拡大を志向することはもとより重要であるが、社会福祉基礎構造改革の進展とともに福祉人材育成への関心が高まっている状況の下では、社会福祉士の活躍できる職域の拡大についてショート・スパンで提言していく好機であると考えられる。

日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会合同検討委員会は、ここに『社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けての意見』をとりまとめ、社会福祉士に求められている社会的ニーズをもとにして、社会福祉士が有効に機能で

きる職域とその拡大について提起するとともに、社会福祉士養成教育の具体的な充実案についても提示するものである。

3. 社会福祉士を必要とする社会状況について

「社会福祉士及び介護福祉士法」において、社会福祉士とは「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと(第七条において「相談援助」という。)を業とする者をいう。」と定義されている。その業務の目的は面接等の相談業務を介して利用者の生活を計画的に支援することであり、利用者と環境との間でのコーディネーションを行うことが主要な業務である。

このような業務を推進するために、社会福祉士は、社会資源と利用者の双方に働きかけ、社会資源に対しては、新たな資源を作り上げたり、資源間での連携や調整を行ったり、利用者の苦情や権利擁護等に対して資源に働きかけるといった機能を果たすことになる。さらには、利用者のニーズの観点から、社会福祉施策立案や計画作成、さらには教育的な視点をもったスーパービジョンを実施していくことになる。一方、利用者に対しては、利用者の能力や意欲を高めることで、例えば就労や家族再生のための支援を実施する機能を持つ。社会福祉士は、こうした多様な機能を担うことを求められており、社会福祉士養成校は、卒業生にそうした能力を身につけさせるために養成教育を行ってきた。

ここにみられる社会福祉士の業務内容は、国際的なソーシャルワーカーの定義ともおおよそ一致している。国際ソーシャルワーカー連盟が2000年に定めた定義において、ソーシャルワーカーは「人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入する」専門職であり、人びとのエンパワーメントを促し、人間関係における問題解決を図り、ウェルビーイングの状態を高めることを目指す者としている。このことからいって、社会福祉士は、国際的な意味でのソーシャルワークを担う者であると言える。

日本の社会福祉の状況は、利用者への尊厳と自立を基礎として、各種サービスを利用することによって利用者の地域生活を可能にすることを狙いにするようになり、同時に在宅生活を支える各種のサービスが質量共に整ってきている。この時期にあって、利用者の地域生活を実現させていくためには、社会福祉士をさらに活用することが強く求められている。

特に、多様な生活問題が拡大する一方で、家族や近隣によるインフォーマルケアが脆弱となり、相談援助を必要とする人々が広がりを見せている。こうした人々に対して、個々人のQOLを高め、福祉サービスを効果的・効率的に提供してい

くためには、社会福祉士の機能を活用することが必要とされている。また、多様な供給主体による社会資源が作り出されてくる中で、利用者が適切なサービスを選択し利用していくためにも、社会資源についての情報を豊富に持つ社会福祉士からの支援が不可欠である。他方、利用者の中には、意思表示が十分できない者もいれば、サービスに対する不満をもつ者、必要不可欠なサービスを利用しなかったり、逆に過剰なサービス利用を求める者もいる。こうした利用者に対して、社会福祉士は適切なアセスメントや面接技術等の専門的知識・技術を用いて、権利擁護に関わるサービスの活用を支援したり、利用者を擁護する立場からサービス事業者と話し合いをしたり、利用者の意欲や能力を引き出すことで、在宅生活を支えることができる。

社会福祉士に期待されるこのような機能は、施設福祉の領域においても基本的に共通するものであり、社会福祉士は多様なニーズをもとにするケアプラン作成チームの中核となり、適切な対応によって在宅復帰のための支援を進めることができる。

しかしながら、利用者の尊厳が叫ばれ、福祉サービスが豊富に整ってきた近年においても、社会福祉士が活躍できる職域は十分な広がりを見せず、社会福祉士が自らのソーシャルワーク機能を十分に発揮しているとは言えない状況にある。

その理由の1つとして、社会福祉主事の任用制度が根強く残っていることを挙げることができる。

社会福祉主事制度は、ソーシャルワーク専門職が全く育っておらず、かつ貧困者向けのごく一部の福祉サービスしか存在しなかった昭和25年に作られた制度である。三科目主事と称されることもあるように、社会福祉の専門教育を受けたとは言い難い、一般大学の卒業生であっても取得可能な緩やかな任用資格である。社会福祉士国家資格の創設時においては、直ちに社会福祉士をもって社会福祉主事に置き換えるには量的にも不十分であったこともあり、引き続き社会福祉主事が主要な役割を担わざる得なかったとしても社会福祉士登録者が7万人を超え、数年で10万人の登録が見込める現時点にあっては、社会福祉主事に代わって社会福祉士が相談援助業務の中核を担うことができる状況が整いつつあるといえる。

しかも、社会状況が大きく変化し、それに伴い社会福祉の状況も大きく変化してきている。例えば、児童相談所における虐待相談件数の激増や高齢者虐待、ホームレス、認知症高齢者の増加等、複雑化・深刻化した社会状況を鑑みるならば、施設や地域を問わず、援助を要する多くの人々に対し、迅速かつ適切なサービスを提供するために、専門的な相談支援体制を強化することが必要不可欠になってきている。その相談援助専門職としては、国家資格として法制化された社会福祉士こそがふさわしいことはいうまでもない。にもかかわらず、依然として相談援

助業務の中核は社会福祉主事によって担われているのが現状である。このことは、社会福祉状況の変化に伴う社会福祉主事から社会福祉士への段階的な切り替えが展開できなかつたことを示すものであり、社会福祉士が活躍できる職域範囲を広げることが出来なかつた結果は、資料1に示したとおり、ソーシャルワーカーに該当する職種のほとんどを社会福祉主事が担っているところに現れている。

社会福祉行政において必置となっている社会福祉主事について根本から見直し、社会福祉主事の必置を廃して、専門性の高い社会福祉士にソーシャルワーク業務を移行させていくことがポイントである。

これに加えて、社会福祉主事を凌駕するだけの能力を学生に身につけさせることが十分とはいえない今日の養成教育のあり方にもメスを入れることが必要であり、教育内容の充実によってはじめて社会福祉士の法的根拠を維持することが可能となる。

4. 社会福祉士が活躍できる具体的な職域

ここでは、社会福祉に関する法律との関連で、社会福祉士を採用することによって業務がより適切に行われると期待される職域について、コミュニティベースでの社会福祉士と、レジデンシャルベースでの社会福祉士に分けて述べ、次に、それ以外の保健医療、教育、司法等の領域において、社会福祉士が適切かつ有効に機能できる職域について言及することとする。

(1) コミュニティベースで社会福祉士が活動できる職域

①生活保護法に関する職域について

福祉事務所においては、生活保護法にもとづく最低生活の保障と自立を支援する相談支援とが一体的に実施されているが、最近の経済状況や人口の高齢化を反映して保護率が上昇する中で、両者の機能を強化していくことが喫緊の課題となっている。前者については、個々の要保護者に対する措置の決定、担当職員に対する査察指導、事務所全体としての企画・運営といった業務を高い専門性を基盤として実施していくことが求められている。後者については、相談支援能力を高め、被保護者の自立支援を促進するとともに、要保護者に対する予防的な支援を行うことが求められている。現在これらの業務は主として社会福祉主事資格を持つ福祉事務所職員によって担われているが、本来であれば、相談支援に関する専門性を備え、加えて査察指導や企画・運営についても高い専門性が期待される社会福祉士を任用するのが妥当である。

経過的な措置としては、社会福祉主事資格のみを持つ職員が社会福祉士資格を取得できるような配慮が必要である。

なお、平成 17 年度より始まった「自立支援プログラム」は、相談支援機能を強化する視点から、外部の社会資源の有効な活用について言及している。被保護者の就労支援を中心としてみた場合、外部の社会資源として必要とされるのは、被保護者のニーズを把握し、ハローワークをはじめ、就労先を含めた多くの社会資源を結ぶコーディネーション能力を有した機関である。

このような機関として、「社会福祉士事務所」等を含めて、都道府県レベルで社会福祉士会などが組織化した受け皿機関を作ることも可能であろう。

(これについては、厚生労働省の平成 17 年度補助金により、一部の県が県社会福祉士会に被保護世帯の相談支援を委託する試みを実施される予定である。また、岡山県は県社会福祉士会の協力で、雇用可能な社会福祉士人材をプールし、市町村地域包括支援センターの社会福祉士の採用を支援している。)

また、就労支援をはじめとする自立支援に特化したセンター（例えば「自立支援センター」など）を新設し、そこに社会福祉士を配置して、専門的な機能を果たしていくことも有効であろう。このほか、既存の「障害者生活支援センター」、「在宅介護支援センター」等に社会福祉士を雇用することを条件として委託することが考えられる。さらに、介護保険法改正にもとまって創設される「地域包括支援センター」や、障害者自立支援法にもとづく「相談支援事業所」に対しても、社会福祉士が配置されることを要件として委託することが考えられる。

ホームレスへの支援においても、社会福祉士を雇用している上記の組織・機関等に業務委託することで、就労支援を含めた自立への相談援助を実施することができる。

以上については、地方自治体で社会福祉士の任用制度を促進していくこととともに、自立支援プログラムのモデル事業を社会福祉士を活用しながら実施していくことで、社会福祉士活用の有効性への評価を高めていくことが必要であろう。

こうした社会福祉士の活躍を支えるために、一層の社会福祉士の養成教育が必要となる。ここでは、以下の選択肢から最適な充実方法を検討し、実施することが必要である。

- 「公的扶助論」の科目に加えて「自立支援に関する演習」、「就労支援に関する演習」、「低所得者に対する支援に関する演習」等の機能別演習カリキュラムを追加し、事例をもとに、相談支援方法について実践的な教育内容にする。
- 「公的扶助論」のシラバスの中に被保護者支援方法等を追加し、具体的な相談援助方法について習得できるようにする。
- 「社会福祉援助技術論」と「社会福祉援助技術演習」のシラバス内容に被保護者支援方法やその事例研究等を加える。

②障害者領域について

平成 17 年に障害者自立支援法が成立し、今後障害者領域でもケアマネジメントが制度化されることになるが、新たに創設される市町村事業である「相談支援事業所」でどのような専門職がケアマネジャーになるのかは、障害者の自立した地域生活を確保できるかどうかを決定づける重要なポイントとなる。

厚生労働省の障害者ケアマネジメント研究会による『障害者ケアガイドライン』（2002 年）では、ソーシャルワーカーが障害者のケアマネジメント従事者になることとしている。また、今まで実施してきた相談事業としての「身体障害者生活支援事業」「市町村知的障害者療育等支援事業」「地域生活支援センター」においては、社会福祉士が任用資格の一つに入っている。世界的にみても、ほとんどの場合、障害者領域でのケアマネジメントをソーシャルワーカーが担っているが、その根拠は、コーディネーション機能の範囲が高齢者領域とは異なり、障害者領域では雇用やインフォーマルケア等にまで拡がり、就労支援や社会参加支援を目的とすることで、医療面よりも生活面を重視した相談支援がより必要だからである。

ケアマネジメントを生活支援と位置づけて養成教育をすすめてきた実績からみても、社会福祉士が相談支援事業を担うことが有効である。平成 17 年 12 月 26 日に開催された障害保健福祉関係主管課長会議資料によれば「相談支援事業」における専門的職員として、社会福祉士をはじめとする専門職が配置されることになっており、その活躍が期待される。但し、精神障害者領域では、社会福祉士だけでなく精神保健福祉士の任用や配置についての配慮が求められる。

そのため、社会福祉士の養成教育においては、以下のような方法で養成教育の充実を図ることを検討する必要がある。

- 現在の「障害者福祉論」に、「障害者支援論」なり「障害者福祉論演習」等の科目を新設し、障害者に対するケアマネジメントを中心にした事例演習を行う。
- 「障害者福祉論」のシラバスに、障害者ケアマネジメントについて強化する。
- 「社会福祉援助技術論」や「社会福祉援助技術演習」において、障害者に焦点をあてたケアマネジメントをシラバスの内容として追加する。

③介護保険法での高齢者領域について

介護保険制度では、社会福祉士も含めて多くの専門職が介護支援専門員としてケアマネジャーの役割を担っているが、この職種以外にも社会福祉士が活躍できる職域が多く見られる。地域包括支援センターに配置される社会福祉士は、単に総合相談機能を果たすだけでなく、地域の機関間での連携や、新たな資源の開発といった機能を果たし、地域の介護の拠点であるプラットフォームを作り上げていく必要がある。このように多様な機能を果たすためには、高度なレベルの能力が求められ、そうした人材を社会福祉士養成校では養成していく責務を担っている。

これ以外にも、高齢者領域に限らないが、居宅介護事業（ホームヘルプ事業）でのサービス提供責任者は、個別援助計画を作成するだけでなく、利用者・担当ヘルパー・ケアマネジャー・さらには他のサービス事業者をコーディネートする機能を持つことからみて、社会福祉士が担うのが適切であり、それによって一連のサービス提供過程がより有効かつ適切に行われることが期待できる。また、通所系サービスにおける生活相談員は、個別援助計画作成の中心となり、かつ利用者やケアマネジャーの間でコーディネーター機能を担うため、社会福祉士を任用することが利用者にとっても、機関間連携を強化する上でも有効である。

そのため、従来の養成教育にコーディネーション論についての理論的教育やその方法についての演習を強化する必要があるが、以下のような選択肢が可能である。

- 「高齢者福祉論」や「障害者福祉論」といった科目を「理論編」と「演習編」を分け、そこでコーディネーション方法についての理解を深め、実践を可能にする。
- 「社会福祉援助技術論」と「社会福祉援助技術演習」のシラバスにコーディネーションに関する内容を追加する。

ひいては、介護予防についてや地域包括支援センターでの社会福祉士の業務を習得させる。

④児童家庭領域について

平成12年に児童虐待防止法が制定されたにもかかわらず、児童の虐待件数は急増しており、平成15年度には約2万7千ケースに及んでいる。こうした児童虐待や子育て不安に対応するため、平成16年の児童福祉法改正により、都道府県や政令指定都市が児童相談所を設置して行ってきた従来の相談援助に加えて、市町村が利用者の相談に応じて必要な調査や指導を行うよう義務づけられた。このよう

に児童領域では、分権化が進む中でも、引き続き行政責任で相談支援体制を進めていく特徴を有している。

児童相談所においては、所長や所員について社会福祉士が任用資格の1つとされてきたが、現実には社会福祉士が所員として配置されている児童相談所は多くない。そのため、今後も措置を含めた相談支援の中心に児童相談所を置くのであれば、相談業務の担当所員を社会福祉主事から社会福祉士に全面的に切り替えていくように方向付けしていくことが求められる。

さらに、児童の虐待や子育ての相談支援を義務づけられている市町村は、要保護児童の早期発見や適切な保護を図り、関係機関が情報や考え方を共有し適切な連携の下で対応するための要保護児童対策地域協議会を設置・運営していくためには、専門職として社会福祉士を配置していくことが不可欠である。社会福祉士がこうした機能を果たすことにより、児童虐待や子育て不安に対して予防的に適切な対応ができ、同時に分権化を進めていくことができる。さらに、市町村は、児童虐待や子育て不安に加えて、非行等の相談支援にも目を向け、活動領域を広げていくことが可能である。

また、市町村においては、市町村自らの相談支援機能に加えて、保育所等の子育て支援センターが虐待や子育て不安に対して早期発見や相談支援に取り組むだけでなく、要保護児童対策地域協議会の主要メンバーとして情報の共有化を進める上で重要な役割を果たすことになる。これまでの社会福祉士養成教育の中には、こうした役割にかかわる内容が含まれており、子育て支援センターの職員についても、社会福祉士を任用することで、より有効な機能を果たすことが期待できる。あわせて、生活保護領域でも述べたように、都道府県レベルで社会福祉士会などが組織化した受け皿機関を作り、虐待の発見から相談支援に至るまでの業務を市町村から受託することも可能である。

そのため、児童領域での相談支援方法やネットワークづくりについての教育内容を強化する必要がある。具体的には、以下のような選択肢がある。

- 「児童福祉論」に虐待等の早期発見や情報の共有化といったネットワークづくりや、相談支援の具体的方法について知識と技能を身につけさせるよう、シラバスを修正していく。
- 「社会福祉援助技術論」と「社会福祉援助技術演習」のシラバスにコーディネーションに関する内容を追加する。

⑤地域における福祉文化の醸成と福祉コミュニティづくりについて

社会福祉事業法が改正され、平成 12 年より社会福祉法が施行されているが、ここでは地域福祉の推進が理念として掲げられ、福祉コミュニティを形成するうえで社会福祉協議会が担う役割がきわめて重要となっている。社会福祉協議会の職員である「福祉活動指導員」「企画指導員」「地域福祉活動コーディネーター」「福祉活動専門員」については、社会福祉士と社会福祉主事の両者が任用資格とされている。現状では、職員として社会福祉士を採用する社会福祉協議会は必ずしも多くはない。社会福祉士の養成教育においては、単に相談支援の能力だけでなく、ボランティア等の社会資源の開発やネットワーク作りといった連携方法を教育の内容に含めており、社会福祉協議会活動において社会福祉士がより適切な役割を果たすことができる。そのため、地域福祉領域では、社会福祉士の任用制度を広げるだけでなく、社会福祉主事の任用を廃止し、社会福祉士に移行させることを早急に検討すべきである。

そのため、「地域福祉論」「社会福祉援助技術論」「社会福祉援助技術演習」において、社会資源の開発・修正、ネットワーク作りについての教育の充実をシラバスに反映させていく必要がある。

⑥独立型の「社会福祉士事務所」の活動領域について

現在、独立型の社会福祉士事務所が約 250 カ所（日本社会福祉士会：勤務先別会員数 2005/10/01 現在）開設され、成年後見や地域福祉権利擁護事業等の権利擁護を中心とした相談援助を行っている。個人開業での活動は、行政や事業者からも一定の距離を置くことができ、利用者を公正中立な観点から支援することができる。したがって、独立型の社会福祉士事務所が、より多くの相談援助業務を行政や法人から受託できるようにすることが求められる。このことにより、利用者への支援をより適切なものとすると同時に、コストの抑制にも貢献できるであろう。

（2）社会福祉施設で社会福祉士が活動できる職域について

社会福祉サービスが提供される主たる場が、いわゆる社会福祉施設から地域・在宅へ移行しつつあるとはいえ、社会福祉入所施設は地域ケアの拠点として機能することもでき、かつ依然としてその役割は大きい。ここで働く職種のうち、生活指導員・生活相談員・生活支援員と呼ばれる職種が「相談援助業務」を担うものとされてきたが、これらの職種は、施設が有する固有の目的に規定されて、施設内での自己完結的なサービス提供に終始してきた嫌いがあった。しかしなが

ら、現在及び今後の社会福祉が「自立支援」を理念として進められていく必要がある以上、これまでの施設内の点としての実践から、施設サービス利用者と家族・家庭を結びつける線としての実践、更には地域生活を見通して支援する面としての実践へと移行する必要がある。

そのため、こうした職員は利用者の「自立支援」に向けて、施設内部においては、生活の質を保証するために、サービスの質と施設環境の質をモニターし、最適な状態を産み出すよう、利用者の利用開始から退所を含む利用終了までの過程を見通した支援計画を作成・実施する必要がある。同時に、関連する家族を含めたインフォーマル資源や地域の多様な施設・機関との連携や資源動員・資源開発を平行して行うことになる。

生活指導員・生活相談員・生活支援員等の職種がこれらの実践を遂行しようとするならば、その職務の理論的・実践枠組みは、施設内における利用者と環境の境界で、又施設と地域との境界で職務が遂行されることから、その専門性は社会福祉士という国家資格を持つ者によって担保される必要がある。このような固有の資格と専門性に担保された実践が明確な部門として位置付けられ、その役割を社会福祉士が担い、利用者を直接支援する介護等の職員との密接なチームアプローチでもって、社会福祉施設としての機能を果たしていくべきである。そのため、社会福祉施設における社会福祉士の養成に向けて、理論的・実践的により一層教育内容を充実していく必要がある。

ひいては、以下に示すような社会福祉施設（特に入所及び通所施設）において、生活の相談援助を行う職員の任用資格については、社会福祉士とすることが必要である。

- ①児童福祉施設は、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の児童指導員
- ②障害者施設は、身体、知的、精神の入所施設の生活相談員
- ③介護保険施設は、介護老人福祉施設での生活相談員、介護老人保健施設での生活支援員
- ④生活保護の救護・更生・授産施設の生活相談員

なお、将来的には、こうした施設の施設長資格についても、社会福祉士との関係での議論が必要になると考える。

そのため、養成教育には、一層、施設での支援計画作成やチームアプローチについての教育を進めていく必要がある。さらには、施設の経営・運営管理に関する教育も一層進めていくことが求められる。そのため、以下の選択肢から、より適切な方法で、社会福祉士養成教育を進めていく必要がある。

- 従来の科目内、特に「社会福祉援助技術論」や「社会福祉援助技術特論」において、施設ケアプランの作成・実施、チームアプローチ方法、施設アドミニストレーションについてシラバス内容に含め、具体的な実践能力を身につけさせる。
- 新たに「社会福祉施設援助論」を設け、上記の内容を主とする養成教育を行う。

(3) 保健医療、教育、司法等の領域で社会福祉士が活躍できる職域について

保健医療分野においては、保健医療ニーズをもつ患者・利用者がそのニーズを最大限充足できるよう保健医療サービスを提供することが目標とされている。しかしながら、現代のように高度に発達した保健医療サービスでは、高度に発達したが故にかえって個々の患者・利用者のニーズを最大限充足できない場合が生じている。たとえば、臓器別・疾患別に高度分業化した医療サービスでは、「臓器を診て病人を診ない」「病気を診て人を診ない」といったようなことが語られるように、「病者」という1人の人間の抱える総体的なニーズに十分に応えられないことがある。そこで、本来保健医療ニーズを充たすべく提供される保健医療サービスと、そのサービスをニーズ充足のために享受する患者・利用者との間に生じるズレを発見しその解消を目指す人材が必要となる。この場合の人材として、「人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入する」専門職である社会福祉士が、まさに最適であるといえる。

したがって、本来は保健医療サービスを提供するあらゆる機関・組織に、社会福祉士が配置されていることが望ましい。既に、第二種社会福祉事業である無料低額診療事業を実施している病院には、医療ソーシャルワーカーの配置が義務づけられており、医療保険の診療報酬上の一部にも、社会福祉士の配置が明記されることとなった。このような動きは、今後もより一層拡大すべきである。また、精神保健分野では既に国家資格化されている精神保健福祉士の配置が進んでいるが、この動きもさらに発展させていく必要がある。

また、学校教育の現場においては、教諭のみでは児童の多様な問題に対応することができず、市町村レベルでスクール・ソーシャルワーカーの採用が試行的ではあるが始まっている。こうしたソーシャルワーカーは現実には社会福祉士が担っており、現状での活動内容を評価・分析することで、今後は国全体で社会福祉士をスクール・ソーシャルワーカーとして任用・採用する方途を検討していくことが求められる。

さらには、司法領域では、国レベルで保護観察官や家庭裁判所調査官が採用され、社会福祉系大学の卒業生も採用されているが、こうした領域での社会福祉士

なりソーシャルワーカーの業務内容を評価し、ソーシャルワーク機能の重要性を明らかにし、採用枠を拡大していくよう要望していくことが必要である。

社会福祉援助技術現場実習の指定施設に、病院・診療所および介護老人保健施設が追加されることが予定されていることから、「医療福祉論」「医療福祉援助演習」といった科目を設けることが望ましい。あるいは、既存の社会福祉援助技術演習の中で、保健医療分野での事例検討等をシラバスに追加することも考えられる。

学校や司法領域でのソーシャルワーカーになる者に対しては、現在の社会福祉士養成校の教育でもって基本的な知識が得られることになっているが、こうした職域を意識し、「社会福祉援助技術演習」等では、学校や司法領域での事例検討等を含めていくこととする。

5. 日本社会福祉教育学校連盟および日本社会福祉士養成校協会の課題

社会福祉士養成校に新たに求められる養成教育内容の質を高めていくことは、日本社会福祉士養成校協会および個々の養成校の重大な責務である。これまでに述べてきたように、科目やシラバス内容を拡充するとともに個々の科目において、教員が事例研究を含めた理論的・実践的な養成教育をすすめられるよう教育内容を充実していくことが求められている。このため、日本社会福祉士養成校協会は、教員の資質を高めるために、現在実施している研修事業を一層充実させていく必要がある。さらに、日本社会福祉士養成校協会は「社会福祉士養成校教育課程評価ガイドライン」を作成し、当面はそれをもとに個々の養成校が自己評価し、自己研鑽に努め、将来的には、当協会が評価機構となり、個々の養成校を評価し、その結果を開示していくことを目指したい。

日本社会福祉教育学校連盟は、大学院における専門特化した社会福祉教育のあり方について検討を進めていく。

また、社会福祉教育の推進にあたって、社会福祉士に対してどのような社会的ニーズがあるのかを利用者の状況にもとづいて敏感にキャッチし、同時に施設や機関の要求にも適切に答えることを目指していく。さらに、各養成校内部での努力にとどまるのではなく、実習・演習やインターンシップの指導者を地域ブロック別に養成することなどをも含めて、質の高い社会福祉士の養成に向けて多角的に教育内容の充実を促進していきたい。

日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会

<合同検討委員会委員名簿>

◆日本社会福祉教育学校連盟

氏名	役職	所属
黒木 保博	日本社会福祉教育学校連盟 会長	同志社大学社会学部教授・同学 部長
古川 孝順	日本社会福祉教育学校連盟 副会長・常務理事	東洋大学ライフデザイン学部教 授・同学部長
米本 秀仁	日本社会福祉教育学校連盟 副会長	北星学園大学社会福祉学部教授

◆日本社会福祉士養成校協会

氏名	役職	所属
白澤 政和	日本社会福祉士養成校協会 会長	大阪市立大学生活科学部教授・ 同学部長、同大学院研究科長
市川 一宏	日本社会福祉士養成校協会 副会長・常務理事	ルーテル学院大学学長
宮田 和明	日本社会福祉士養成校協会 理事	日本福祉大学学長

<合同検討委員会等会議開催日程>

- 平成17年10月8日：日本社会福祉教育学校連盟・第1回学長会議
- 平成17年11月21日：厚生労働省中村秀一社会・援護局長との懇談会
(日本社会福祉教育学校連盟・学長会議世話人)
- 平成17年12月25日：日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会合同理事・
評議員会
- 平成18年1月7日：第1回合同検討委員会
- 平成18年2月9日：第2回合同検討委員会及び有識者へのヒアリングの実施
- 平成18年2月19日：第3回合同検討委員会及び有識者へのヒアリングの実施
- 平成18年3月4日：第4回合同検討委員
- 平成18年4月23日：第5回合同検討委員